

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年12月13日認可した。

令和5年12月22日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市大谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）笠松地区
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）昼丹波地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）灰倉地区